

地震から**命**を守る!!

～住宅の**耐震化**～



「耐震化への第一歩は、耐震診断から」

昭和56年5月31日以前に建てられた建物は耐震性が不足している可能性があります

木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助制度を活用下さい

START

耐震診断

地震に耐えられるかどうかの診断

無料(自己負担無し)
市が栃木県事務所協会と協力し
耐震診断士を派遣します



耐震改修

耐震性を確保するための補強工事

補助上限額 1,000,000円
耐震補強に要した費用の4/5以内



耐震建替

耐震性のない建物の解体と現地建替え工事

補助上限額 1,000,000円
解体と建替えに要した費用の4/5以内



栃木県建築課HP



那須烏山市HP

詳しくは、栃木県と那須烏山市のホームページをご覧ください。

耐震化についての相談窓口	那須烏山市都市建設課住宅グループ	0287-88-7118
	栃木県県土整備部建築課耐震推進担当	028-623-2395
	一般社団法人 栃木県建築士事務所協会	028-621-3954

栃木県、那須烏山市、建築士事務所協会が一体となって、木造住宅の耐震化を推進しています。

那須烏山市都市建設課住宅グループ
〒321-0595 那須烏山市大金240
TEL 0287-88-7118

作成 R5.4

耐震診断士派遣制度

耐震診断士派遣制度とは、那須烏山市が民間住宅の所有者等の求めに応じ耐震診断士を派遣する制度です。那須烏山市で実施する「耐震診断士派遣制度」に申し込むことによりお住まいに耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を受けることができます。

耐震改修等補助金

木造住宅耐震改修事業

上記の耐震診断を実施した結果、耐震改修の必要があると判断された住宅が補強計画の策定（設計）を含めて行う場合、耐震補強に要した経費の5分の4以内（上限100万円）を補助いたします。

木造住宅耐震建替え事業

耐震診断事業を実施した結果、耐震建替えの必要があると判断された方が耐震建替えを行う場合、既存住宅の解体及び現地建替えに要した経費の5分の4以内（上限100万円）を補助いたします。

対象になる住宅および対象者

以下のすべてに該当すること

●対象になる住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②木造2階建て以下の一戸建て住宅
（住宅部分の床面積が1/2以上の併用住宅を含む）
- ③賃貸を目的としない住宅

●対象者

- ①補助対象住宅を所有する方であって当該住宅に居住する方
- ②本人及びその世帯に属する方に国税、県税、市税及び使用料の滞納がない方
- ③過去にこの補助金の交付を受けたことのない方。

※耐震改修等補助金については、建替え後の住宅の所有者が補助対象者又は補助対象者の2親等以内の親族になること。

※建替え後の住宅の構造が木造であり、10立方メートル以上の県産出材を使用する場合は、さらに10万円上乗せされます。

詳しくは下記へご相談ください。

<問合せ先>

那須烏山市都市建設課住宅グループ TEL：0287-88-7118

